

知財ist研修2017シラバス

【知財ist研修2017】	
課程	経営課程
科目	ブランドマネジメントと知的財産戦略
副題	～事業のためのブランド関連知財法の活用及びアンブッシュ・マーケティング規制～
日程	2018年2月21日（水） 10:00～17:00
講師	米国ニューヨーク州弁護士（所属企業：アストラゼネカ株式会社） 足立 勝 氏
受講料（1日間）	会員18,000円、一般22,000円（消費税8%含む、テキスト代含む）
おまとめ受講料	全課程おまとめ受講料（45日間） 会員500,000円、一般600,000円 経営課程4日間おまとめ受講料（4日間） 会員66,000円、一般82,000円
説明	<p>ブランドマネジメントとは、ということなのか。ブランド・マーケティングと知財業務の関係を確認したうえで、マーケティングのなかで適切に活用していくことの重要性、それをどのように行うのかについて検討します。さらに、法が事業活動に追いついていないと思われる事例にも触れつつ、ブランドマネジメントとしての2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるアンブッシュ・マーケティング規制、更にはわが国の法的環境の問題も考えます。</p> <p>※なお、本科目の内容は、講師個人の見解に基づくものであり、講師の所属団体・組織の見解ではありません。</p>
レポート、演習の有無等	レポート課題はございません。 講義時間内で、演習を行います。
事前質問について（研修日より1週間前まで）	<p>研修当日に、講師にお聞きになりたい事項等ございましたら、2/14までにメール（chizaist@jiii.or.jp宛）にて承ります。</p> <p>（ご質問の内容によっては、講義時に講師より直接説明を求められる場合もございます。）</p>

知財ist研修2017シラバス

<p>研修項目（昨年度目次例等）</p>	<p>第一部 1. はじめに 2. ブランド・マーケティングと知財業務の関係 知財戦略の位置付け - 三位一体図式との関係 - 2 - 1. ブランドと商標の違い - ブランドとは？ - 2 - 2. ブランドを定義すれば十分なのか？何かブランドなのか？ 2 - 3. ブランド要素の開発 - コカ・コーラを例に - 2 - 4. 商品・サービスを市場で提供するにあたって 3. 商標関係業務へのブランドマーケティングの活用 - アンケート調査への活用 3 - 1. 普通名称に関する需要者調査方法の検討 3 - 2. 「類似」「混同」に関する需要者調査方法の検討 3 - 3. 「周知」等に関する需要者調査 4. ブランド・マーケティング活動 5. 小括</p>	<p>第二部 1. はじめに 2. アンブッシュ・マーケティングの実例 イベントで多く見られる活動 アンブッシュ・マーケティングとは？ 3. 我が国の法制度の現状 4. 各国で制定されている「アンブッシュ・マーケティング規制法」 4 - 1. オリンピック関係 4 - 2. FIFA World Cup関係 4 - 3. その他 4 - 4. 各国で制定されている「アンブッシュ・マーケティング規制法」について小括 5. 「アンブッシュ・マーケティング規制法」制定の背景 5 - 1. 「アンブッシュ・マーケティング規制法」制定の必要性 5 - 2. 「アンブッシュ・マーケティング規制法」制定の許容性 6. 我が国における「アンブッシュ・マーケティング規制法」制定の可能性 7. 我が国における「アンブッシュ・マーケティング規制法」制定の検討</p>
<p>参考書籍等</p>	<p>足立 勝 著 「アンブッシュ・マーケティング規制法」 創耕舎発行 2016年</p>	
<p>過去受講された方々からの感想等</p>	<p>・法制度がどのように具体的に活用すべきか、実例に沿って考える機会が多く、楽しく受講できました。 ・あまり考えたことのない分野だったので面白かった。 ・アンブッシュ・マーケティングという言葉すら今まで知りませんでした。今回の講義でどんなところに問題があるのかを詳しく知ることが出来て良かったです。 ・事例紹介、演習等もあり、分かりやすかったです。</p>	
<p>研修をご欠席される場合は。</p>	<p>・代理の方のご出席も可能です。事務局までご連絡願います。 ・ご欠席された場合は、研修にて使用したテキスト等配布資料を、後日、送付（ないし直接お渡し）いたします。 ・希望者は、講義（講師の声のみ）を録音したCDを借りることができます。事前にご連絡いただき、直接事務局まで借りに来ていただいております。（返却は郵送でもかまいません。）（貸出期間約3週間、詳しくは事務局にお問い合わせください。）</p>	
<p>弁理士会継続研修</p>	<p>本科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると外部機関研修として、5.5単位が認められる予定です。</p>	

2017.12.21